NK NKレター Letter
2026 10 Vol.90

発行：納税協会
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062（編集部直通）
FAX 06-6135-4056（ 〃 ）
納税協会ホームページ
https://www.nouzeikyokai.or.jp

10 2026 October

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2026 11 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30				1 仏滅	2 大安	3 赤口
4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝
11 先負	12 仏滅 スポーツの日	13 大安 ９月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出（９月雇入分）	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負
18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅
25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安

10月の税務と労務

総務・経理のお仕事カレンダー

税務

- ９月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 **➡10月13日（火）まで**
- ８月決算法人の確定申告と納付（法人税・消費税など）
  ★届出により申告期限の延長特例あり（特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで）。
  ➡決算応当日（月末決算では11月２日（月））まで
- ２月決算法人の中間申告と納付（法人税・消費税など）
  ➡決算応当日（月末決算では11月２日（月））まで
- ３か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が400万円超の法人）のうち11月・２月・５月決算法人の中間申告と納付
  ➡決算応当日（月末決算では11月２日（月））まで
- １か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が4,800万円超の法人）のうち７月・８月決算法人（申告期限延長の場合は６月・７月・８月決算法人）を除く法人の中間申告と納付
  ➡決算応当日（月末決算では11月２日（月））まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（９月雇入分）
  ➡10月13日（火）まで
- 労働保険概算保険料分割納付第２期分の納付 Check!
  ★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では３回に分割納付可能。
  ➡11月２日（月）まで
- 労働者死傷病報告の提出（休業４日未満、７～９月分）
  ➡11月２日（月）まで
- 外国人雇用状況届出書の提出（雇用保険の被保険者ではない外国人の９月雇入・離職分） **➡11月２日（月）まで**
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付（９月分） **➡11月２日（月）まで**

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

被扶養者

協会けんぽは例年10月頃から順次、「被扶養者状況リスト」を事業主に送付しています。健康保険の被扶養者の収入要件、所得税の控除対象扶養親族の所得要件について、税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の注意点]

所得税の控除対象扶養親族の所得要件は、年間の合計所得金額で判定します。合計所得金額は①事業所得や不動産所得・②給与所得や雑所得などの所得の合計額となり、①事業所得や不動産所得は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額であり、②給与所得や（公的年金等に係る）雑所得は、収入金額から給与所得控除額や公的年金等控除額を控除した後の金額となるため、収入と所得の違いに注意する必要があります。

[労務上の注意点]

健康保険の被扶養者の収入要件は、今後１年間の見込み収入額で判定します。この年間収入については、①給与等や公的年金等は所得金額ではなく収入で判定するとともに臨時収入等を除外すること、②自営業者の収入は業務遂行のための必要経費を控除した金額とすること、③雇用保険の失業等給付などの所得税非課税となる収入も含めること等、税務との違いに注意が必要となります。

（公認会計士・税理士　井村奨／特定社会保険労務士　井村佐都美）

ギモンを解決！

経理担当者のための税務・会計Q&A

今月のテーマ　**一括償却資産と少額減価償却資産の違い**

税理士　磯山 仁志

Q　会社で15万円のパソコンを購入したのですが、どのように減価償却したらよろしいでしょうか？

A　一括償却資産の制度、もしくは、少額減価償却資産の制度のいずれかの適用を受けることができるでしょう。

事業に用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。

減価償却資産の取得に要した金額は、取得時に全額必要経費となるのではなく、法定耐用年数に基づいて、各年分の必要経費として配分されます。

ただし、**使用可能期間が１年未満のもの、又は、取得価額が10万円未満のものは、その取得価額の全額を業務の用に供した年分の必要経費とします（少額の減価償却資産）。**

取得価額が10万円以上40万円未満の減価償却資産については、減価償却の特例が設けられています。それが「一括償却資産」と「少額減価償却資産」と呼ばれるものです。

一括償却資産とは

取得価額が20万円未満の減価償却資産については、その使用した事業年度以後３年間の各年分において、取得価額の３分の１の金額を必要経費にできるものです。

通常の減価償却資産であれば、事業年度の途中で取得した場合には、初年度の減価償却費は事業供用日以後で月割計算をしますが、一括償却資産の場合は、月割計算をせずに取得価額を３年にわたって均等に償却します。

一括償却資産の制度は規模の大小を問わずすべての法人が適用可能です。また、償却資産税の申告の対象とはなりません。

少額減価償却資産とは

取得価額が40万円未満の減価償却資産については、その取得価額の合計額300万円（事業年度が１年に満たない場合には300万円を12で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額）を上限として、全額をその使用した事業年度の必要経費にできるものです。

令和８年３月31日までに事業の用に供した場合は、取得価額が30万円未満の減価償却資産が対象でしたが、**令和８年４月１日以後に事業の用に供した減価償却資産については、取得価額の上限が40万円に引き上げられています。**

なお、少額減価償却資産の制度を適用できるのは、青色申告書を提出する中小企業者等※（従業員400名以下）に限られています。また、少額減価償却資産は償却資産税の申告の対象となります。

※　中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人のうち、一定の大規模法人に所有されている法人以外のもの等を指します。また、その事業年度開始の日前３年以内に終了した各事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人は中小企業者等から除かれます。

取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の制度と少額減価償却資産の制度のいずれを適用するか選択することができます。

取得価額を３年間で均等に償却する「一括償却資産」、適用取得価額の上限が一括償却資産より多額である「少額減価償却資産」。制度名称は若干ややこしいですが、まとめると次のとおりになりますので、ぜひ理解してください。

取得価額	名称	経理処理	償却資産税の申告
10万円未満	少額の減価償却資産	全額費用処理（消耗品費・事務用品費等）	不要
10万円以上20万円未満	一括償却資産	事業供用した年度から３年間で均等償却	不要
20万円以上40万円未満	少額減価償却資産	一事業年度300万円を限度として事業供用年度に全額償却 青色申告法人である中小企業者等のみ適用可能	要
40万円以上	通常の減価償却資産	償却方法と法定耐用年数に従って償却	要

※使用可能な期間が１年未満の減価償却資産については、取得価額にかかわらず一時に費用処理が可能。